

保健医療計画（7期）における機能別医療機関選定要件

○ 心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関として位置づけた。

- ・救命救急センターを有する病院
- ・心臓内科系集中治療室（CCU）等を有する病院
- ・心筋梗塞等の心血管疾患に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所

<選定基準>

- (1) 心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、X線検査、CT検査、心臓カテーテル検査、器械的補助循環等必要な検査および処置が原則として24時間対応可能であること。
- (2) 急性心筋梗塞が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が原則として24時間対応可能であること
- (3) ST上昇型心筋梗塞の場合、90分以内に冠動脈造影検査および適応があればPCIの開始が実施可能であること
- (4) 呼吸管理、疼痛管理等の全身管理やポンプ失調、心破裂等の合併症治療が可能であること
- (5) 虚血性心疾患に対する冠動脈バイパス術等や大動脈解離に対する大動脈人工血管置換術等の外科的治療が可能である（他の医療機関と連携して確実に行える場合を含む）
- (6) 慢性心不全の急性増悪の場合、状態の安定化に必要な内科的治療が可能であること
- (7) 電氣的除細動、器械的補助循環装置、緊急ペーシング、ペースメーカー不全への対応が可能であること
- (8) 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず多面的リハビリテーションを実施可能であること
- (9) 抑うつ状態等への対応が可能であること
- (10) 回復期（あるいは在宅医療）の医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること、またその一環として再発予防の定期的専門的検査を実施すること

○ 心筋梗塞等の心血管疾患の回復期医療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を心筋梗塞等の心血管疾患の回復期医療を担う医療機関として位置づけた。

<選定基準>

- (1) 有床の医療機関のうち以下の施設基準に相当する施設であって、医療機関が掲載を了解した場合
 - a 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
 - b 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅱ
 - c a b以外で急性期治療に指定された医療機関
- (2) 心筋梗塞等の心血管疾患の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行っていること
- (3) 急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と資料情報や治療計画を共有する等して連携していること
- (4) 自施設以外の職員も参加できる研修会を開催できること